

米沢興譲館高校バスケットボール部OB・OG会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は米沢興譲館高校バスケットボール部OB・OG会と称し、米沢興譲館高校バスケットボール部に所属した会員をもって組織する。
- 第2条 本会の本部を会長宅に置き、事務局を事務局長宅に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を深め、米沢興譲館高校バスケットボール部の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦及び情報交換
 2. 試合などによる現役チームとの交流並びに激励
 3. 遠征試合、合宿などにおける経費補助
 4. 新年会(1月3日)、ビアパーティー(8月14日)
 5. その他目的に合うもので必要と認められた事項

第3章 役員

- 第5条 本会には次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 事務局長 1名
 4. 学年理事 各学年1名
 5. 監事 1名
 6. 幹事 若干名
 7. 顧問 若干名

第6条 役員は会員の中から総会において選出する。

第7条 役員の任期は2カ年とする。但し再任は妨げない。また、幹事の中から会計を会長が指名する。

- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する
 3. 事務局長は、会務の執行を統括する
 4. 学年理事は、学年の代表として、本会の事業執行の運営にあたる
 5. 監事は、本会の会計監査を行う
 6. 幹事は、本会に必要な事務を行う
 7. 顧問は、本会からの相談を受けて意見や助言を行う

第4章 会議

- 第9条 総会は毎年1月3日に開催し、出席した会員をもって成立とする。決議事項は次の通りとし、出席者の過半数をもって決議する。可否同数の場合は座長の決するところによる。
1. 役員の選出及び承認
 2. 事業計画及び予算の審議、決算の承認
 3. 規約の変更
 4. その他必要事項

第5章 会計

- 第10条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。但し、会費は下記の会費納入規定によるものとする。
- 第11条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第6章 会議

- 第12条 本会には、次の簿冊を置く。
1. 規約
 2. 会員名簿
 3. 会計簿
 4. 会議録
- 第13条 本規約は、平成19年1月1日から施行する。

附則 (平成27年1月3日改正)
第5条、第8条の改正規定は、平成27年1月3日から施行する。

【会費納入規定】
年会費は、1口 1,000円 年間2口以上
その他 学生は1口以上
平成28年1月3日 改定